

## 行政評価外部評価について

### 1 行政評価外部評価の目的

行政外部の専門家及び市民の視点で評価を行い、市が行う評価（内部評価）の客観性及び信頼性を確保することを行政評価外部評価（以下「外部評価」という。）の目的とする。

○江別市自治基本条例（平成21年条例第22号）（抄）

（行政評価）

第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

### 2 評価対象

評価対象は、市が5年ごとに策定する「えべつ未来戦略」に掲げる戦略を構成する事業を対象としており、今回は、令和2年度から令和4年度にかけて、第6次総合計画における後半5年間の未来戦略を対象としたところ。

今回は、令和6年度からスタートする第7次総合計画における前半5年間の未来戦略事業を対象に、令和7年度から外部評価を実施していただく予定。

### 3 実施手法

対象事業に係る事務事業評価表（内部評価結果）の精査及びヒアリング等により検証を行い、市が行う評価の質を向上させることを基本としつつ、必要に応じて事業の改善を図る。

### 4 委員の役割

所管部局が作成する事務事業評価表等をもとに、

- ① 市の資料・説明は丁寧で分かりやすいか
- ② 事業の課題の把握ができているか

などの視点により、所管部局に対してヒアリングを実施し、外部評価結果を取りまとめる。

### 5 今後の予定

- ・令和6年度 対象事業の選定
- ・令和7年度 ヒアリングの実施、外部評価結果の取りまとめ